

2019年3月 追加分

## 民事訴訟最終通告書

事件番号           (口)000

本通達は貴殿に対し、契約中若しくは債権譲渡のあった企業又は団体より、総合消費料金の不払いによる契約不履行の訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金、有価証券、動産及び不動産の差し押えを強制的に執行させていただきます。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年 3月28日

民事紛争相談センター お問い合わせ・相談窓口

03-4574-5589

受付時間（日、祝日は除く）

平日9:00～20:00 / 土曜日11:00～17:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号